

第三十八回国会 衆議院 商工委員會議議録 第三十四号

昭和三十六年五月十二日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

海部 俊樹君 飯谷 忠男君

菅 太郎君 齋藤 憲三君

笹本 一雄君 中垣 國男君

野田 武夫君 林 博君

早稲田和吉君 岡田 利春君

加藤 清二君 小林 ちづ君

中村 重光君 西村 力弥君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席府委員

通商産業政務次官 始關 伊平君

通商産業事務官 樋口 誠明君

(大臣官房長) 今井 善衛君

(通商局長) 松尾 金藏君

(通商産業事務官) 佐橋 滋君

(企業局長) 佐橋 滋君

(通商産業事務官) 佐橋 滋君

(重工業局長) 佐橋 滋君

委員外の出席者

議員 田中 武夫君

通商産業事務官 真野 温君

專門員 越田 清七君

五月十二日

第一類第九号 商工委員會議録第三十四号 昭和三十六年五月十二日

委員田中榮一君及び原田憲君辭任につき、その補欠として飯谷忠男君及び浦野幸男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員浦野幸男君及び飯谷忠男君辭任につき、その補欠として原田憲君及び田中榮一君が議長の指名で委員に選任された。

五月十一日

百貨店法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十三名提出、衆法第三四号)

産炭地域の振興に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二十八名提出、衆法第三五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置に関する件

百貨店法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十三名提出、衆法第三四号)

割賦販売法案(内閣提出第四〇号)

機械類賦私信用保険臨時措置法案(内閣提出第七二号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)

○中川委員長 これより會議を開きます。

昨十一日本委員会に付託になりました田中武夫君外十三名提出の百貨店法

の一部を改正する法律案を議題として、審査に入ります。

百貨店法の一部を改正する法律案

百貨店法の一部を改正する法律案

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に、「第二十四条」を「第二十六条」に改める。

第二条中「(物品加工修理業を含む)」を「(物品加工修理業、飲食店営業又は喫茶店営業を兼営する場合においては、これらの事業を含む。以下同じ。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の同一の店舗の床面積については、物品販売業を営む者がその者の店舗の存する建物の一部を次の各号の一に掲げる用途に供する場合においては、当該用途に供されている建物の一部の床面積を当該物品販売業を営む者の店舗の床面積とみなして合算するものとす。

一 物品販売業を営む他の者の店舗の用に供させるために貸し付けること。

二 展示会、即売会又はこれらに類するものを催す場所の用に供すること。

三 当該物品販売業を営む者の營業のための事務所の用に供すること。

3 この法律で「資本的支配」とは、法人の発行済株式の総数の政令で定める割合以上に当たる株式を保有し、又はその出資の総額の政令で定める割合以上に当たる金額を出資することとなることをいう。

第五條第三項中「その百貨店業を営むための店舗の所在地がその地区内にある商工会議所の意見並びに」を削り、同条に次の二項を加える。

4 通商産業大臣は、百貨店業を営むための店舗が地方鉄道又は軌道の用地内に存することとなる場合には、第三条の許可をしてはならない。

5 通商産業大臣は、第六條の二第一項の規定による命令に違反した者に対しては、第三条の許可をしないことができる。

第六條の次に次の三條を加える。(建物の工事停止命令)

第六條の二 通商産業大臣は、第三条又は前條第一項の許可の申請をした者が当該申請に係る百貨店業の店舗とする目的で建物を新築、増築又は改築の工事を施行している場合においては、必要があると認めるときは、当該申請者に対し、一定の期間を限り、当該工事の施行を停止すべきことを命ずることができる。

2 前項の命令は、第三條又は前條第一項の許可の申請をした者が当該申請を取り下げたときには、その効力を失う。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による命令をしようとするときは、百貨店審議会の意見をきかなければならない。

(資本的支配の許可)

第六條の三 百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合においては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

百貨店業者に対し資本的支配をしている者、その者が資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者から資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者と間接的に資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)は、百貨店業者として、同条第一項中「その百貨店業の」とあるのは、「百貨店業者又は百貨店業者に対し資本的支配をしている者、その者が資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者から資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者と間接的に資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)の他百貨店業者」とする。

3 第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。この場合において、同条第一項中「その百貨店業の」とあるのは、「百貨店業者又は百貨店業者に対し資本的支配をしている者、その者が資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者から資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者と間接的に資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)の他百貨店業者」とする。

3 第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。この場合において、同条第一項中「その百貨店業の」とあるのは、「百貨店業者又は百貨店業者に対し資本的支配をしている者、その者が資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者から資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)、百貨店業者と間接的に資本的支配を受けている者(百貨店業者を除く)の他百貨店業者」とする。

に連携している者が物品販売業を営む法人に対し資本的支配をすることにより、当該物品販売業を営む法人の」と読み替えるものとす

第六條の四 物品販売業を営む者

は、その店舗の存する建物と同一の建物内に店舗を有する物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合において、その店舗の床面積と当該物品販売業を営む者が資本的支配をし又はしようとする物品販売業を営む法人及びこれらの法人が資本的支配をしている物品販売業を営む法人（以下「連携法人」という。）で当該物品販売業を営むものの店舗の存する建物と同一の建物内に店舗を有するものの当該建物内の店舗の床面積との合計が第二條に規定する面積以上となるときは、当該物品販売業を営む者がしようとする資本的支配について、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 物品販売業を営む法人でその店舗の存する建物と同一の建物内に店舗を有する物品販売業を営む者

から資本的支配を受けているものに前項の規定を適用する場合における床面積の計算については、同項の規定にかかわらず、物品販売業を営む者で当該法人に対し資本的支配をしているもの及びそのすべての連携法人で当該法人の店舗の存する建物と同一の建物内に店舗を有するものの当該建物内の店舗の床面積と、当該法人が資本的

支配をし又はしようとする物品販売業を営む法人で当該法人の店舗の存する建物と同一の建物内に店舗を有するものの当該建物内の店舗の床面積とを合計するものとす

3 第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

この場合において、第五條第一項中「百貨店業」とあるのは、「第六條の四第一項の許可の申請者及びその連携法人（当該申請者に対し資本的支配をしている物品販売業を営む者がある場合は、当該申請者、当該申請者が資本的支配をしようとする物品販売業を営む法人、当該申請者に対し資本的支配をしている物品販売業を営む者及びその連携法人（当該申請者を除く。）の同一の建物内の店舗における」と読み替えるものとす

第七條の次に次の二條を加える。

（特定の営業方法の許可）

第七條の二 百貨店業者は、次の営業方法に該当する行為をする場合には、あらかじめ、その営業方法の内容及び実施期間につき、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その営業方法の内容又は実施期間を変更するときも、また同様とする。

- 一 代金を分割して受領する方法による販売
- 二 一定の金額を積み立てさせる方法による販売
- 三 自己の店舗以外の場所で行なう販売

四 顧客を限定してこれに対し商品を表示してする販売
五 製造業者の販売のためにする売場の一時的提供
六 他人の委託を受けて行なう販売

2 百貨店業者は、前項の許可を受けた営業方法に關し、当該許可を受けた内容又は実施期間（第十條第二項の規定による営業方法の変更の命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容又は実施期間）と異なる内容又は実施期間の営業方法に該当する行為をしてはならない。

3 第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。（納入業者との取引の規制）

第七條の三 百貨店業者は、通商産業省令で定めるところにより、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、当該各号に掲げる事項についての一般的基準を定め、これを記載した書面を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた一般的基準を変更しようとするときも、また同様とする。

- 一 商品の宣伝費の一部を当該商品の納入業者に負担させる場合その負担の割合及び方法
- 二 仕入商品を返品する場合その返品の条件
- 三 仕入後における仕入価格の値引きをする場合 その値引きの

条件
四 規格を示した注文品の納入を拒否する場合 その拒否の条件
五 自己の販売業務のために商品の納入業者に對しその従業員等の派遣を求める場合 その要求の条件

2 百貨店業者は、納入業者との取引において、自己の優越的な地位を利用して当該納入業者の商品の購入を独占してはならない。

3 第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の承認に準用する。

第六條の三 第一項若しくは第七條の第二項に、「又は第八條の規定に違反したとき」を「第七條の三第一項の規定により承認を受けなければならない事項を承認を受けなければ」とし、第八條の規定に違反したとき又は次項の規定による営業方法若しくは一般的基準の変更の命令若しくは営業方法の停止の命令に違反したとき」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、第七條の二第一項の許可又は第七條の三第一項の承認をした後において当該許可をした営業方法又は当該承認をした一般的基準が中小商業の事業活動に對し著しく悪影響を及ぼすに至り又は当該納入業者に對し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法若しくは一般的基準を変更すべきことを命じ、又は一年以内の期間を定めて当該営業方法の停止を命じ、若しくはその許可を取り消すことができる。

3 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十二條に次の二項を加える。
2 審議会は、百貨店業の事業活動の調整に關する重要事項につき、通商産業大臣に意見を申し出るることができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。

第十三條第一項中「六人以上」を「八人以上」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、百貨店業者のうちから二人を、中小商業業者のうちから二人を、通商産業大臣が任命する。

第四章中第十七條の前に次の四條を加える。

（店舗に關する制限）

第十六條の二 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団は、その所有する土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

（国等の百貨店業者の施設の利用の制限）

第十六條の三 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、広報に關する活動を行なうため展覧会その他の催物を行なう場合には、百貨店業者の店舗と同一建物内にあるその者の施設を利用しないようにし

なければならない。

(公正取引委員会との関係)

第十六条の四 通商産業大臣は、第七條の三第一項の承認又は第十條第二項の規定による一般的基本標準の変更の命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

(私的独占禁止法の適用)

第十六条の五 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基づく公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第十七条を次のように改める。

(報告及び検査)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗若しくは事務所に立ち入り、百貨店業に関する業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第十八条第一項及び第二十条第二号中「第十條」を「第十條第一項」に改める。
第二十一条を次のように改める。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の許可を受けな

いで店舗を新設し、又はその床

面積を増加した者

二 第六條の三第一項の許可を受

けなないで資本的支配をした者

三 第六條の四第一項の許可を受

けなないで資本的支配をした者

四 第七條の二第一項の許可を受

けなないで同項各号の一に掲げる

営業方法に該当する行為をした

者

五 第七條の二第二項の許可を受

けた営業方法の内容又は実施期

間(第十條第二項の規定による

営業方法の変更の命令があつた

場合は、当該命令に従つて変更

された内容又は実施期間)と異

なる内容又は実施期間の営業方

法に該当する行為をした者

六 第十條第二項の規定による営

業方法若しくは一般的基本標準の

変更の命令又は営業方法の停止の

命令に違反した者

第二十三條中「第十七條」を「第

十七條第一項」に「又は虚偽の報

告をした者」を「若しくは虚偽の報

告をし、又は同項の規定による検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

に改める。

第二十四條の次に次の二條を加え

る。

第二十五條 第七條の三第一項の承

認を受けなないで同項各号の一に掲

げる場合において当該各号に規定

する行為をした者は、三万円以下

の過料に処する。

第二十六條 第七條の二第四項の規

定による届出をせず、又は虚偽の

届出をした者は、一万円以下の過

料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算

して二月以内において政令で定め

る日から施行する。

2 この法律の施行の際現に物品販

売業を営む者であつて、この法律

による改正後の百貨店法(以下「新

法」という。)第二條に規定する百

貨店業を営むこととなるものは、

新法第三條の許可を受けたものと

みなす。

3 前項の規定により新法第三條の

許可を受けたものとみなされた者

は、この法律の施行の日から一月

以内に、新法第四條第一項各号に

掲げる事項を記載した届出書を、

新法第四條第二項に規定する書類

を添付して、通商産業大臣に提出

しなければならない。

4 この法律の施行の際現に百貨店

業者である者のうち新法第二條の

規定により店舗の床面積が増加す

ることとなるものは、新法第六條

第一項の許可を受けたものとみな

す。

5 前項の規定により新法第六條第

一項の許可を受けたものとみなさ

れた者は、この法律の施行の日か

ら一月以内に、新法第四條第一項

第一号に掲げる事項並びに店舗の

所在地及び増加することとなつた

店舗の床面積を記載した届出書

を添付して、通商産業大臣に提出
しなければならない。
6 通商産業大臣は、この法律の施
行の際現に新法第二條の百貨店業
の店舗とする目的で新築、増築又
は改築の工事を施行している建築
物の当該工事に係る部分を使用し
て新法第二條の百貨店業を営もう
とする者がこの法律の施行の日か
ら三週間以内に新法第三條又は新
法第六條第一項の許可の申請をし
たときは、新法第五條第一項(新
法第六條第二項において準用する
場合を含む。)の規定にかかわらず、
その百貨店業の事業活動が中
小商業の事業活動に及ぼす影響及
びこの法律の施行の際におけるそ
の工事の施行の程度を考慮して許
可するかどうかを決定しなければ
ならない。ただし、改正前の百貨
店法第三條の許可を受けた者及び
改正前の百貨店法の規定を適用す
るものとした場合に当該建築物の
当該工事に係る部分を使用するこ
とにより同法第三條の許可を受け
るべきこととなる者については、
この限りでない。
7 この法律の施行の際現に百貨店
業の店舗とする目的で新築、増築
又は改築の工事を施行している建
築物の当該工事に係る部分をその
店舗に使用して百貨店業を営もう
とする者がこの法律の施行の日か
ら起算して三週間を経過する日ま
でに新法第三條又は新法第六條第
一項の許可の申請をしたときは、
新法第六條の二第一項の規定は、
当該工事については、適用しな
い。

8 この法律の施行の際現に新法第

七條の二第一項に規定する営業方

法を採用している百貨店業者又は

附則第二項の規定により新法第三

條の許可を受けたものとみなされ

た者は、この法律の施行後二月を

限り、当該営業方法につき、同項

の許可を受けることを要しない。

9 この法律の施行の際現に百貨店

業者である者又は附則第二項の規

定により新法第三條の許可を受け

たものとみなされた者は、この法

律の施行後二月を限り、新法第七

條の三第一項の規定による承認を

受けることを要しない。

10 この法律の施行の際現に百貨店

審議会の委員である者は、新法第

十三條の規定により委員が任命さ

れるまでの間、同條の規定にかか

わらず、在任する。

11 この法律の施行の際現に國、地

方公共団体、日本専売公社、日本

国有鉄道、日本電信電話公社、日

本住宅公団及び首都高速道路公団

がその所有する土地又は施設を百

貨店業者又は附則第二項の規定に

より新法第三條の許可を受けたも

のとみなされた者の店舗の用に使

用させている場合(改正前の百貨

店法第三條又は第六條第一項の規

定により受けた許可に係る店舗の

用に供するため使用させている場

合を含む。)においては、その使用

については、新法第十六條の二の

規定は、適用しない。

12 附則第三項又は第五項の規定に

よる届出をせず、又は虚偽の届出

をした者は、三万円以下の罰金に

処する。

計年度ごとに、機械類を作っておりま
す業者を相手方としまして、政令で定
める機械類の区分ごとに包括契約をす
ることが出来る旨を規定しておるわけ
でありまして、同条の第三項で、包括
契約を締結してはならない場合を列挙
しておるわけでありまして、その第二号
で「中小企業の設備の近代化及び機械
工業の振興に資すると認められない場
合」は包括契約を締結してはならない
、こういうように規定しておるわけ
であります。昨日われわれが答弁いた
しましたのは、三項の二号によりまし
て包括契約を政府が締結した後におき
まして、メーカーが個々の割賦販売契
約を実施する場合に、中小企業以外に
売る場合でも違法にはならないとい
うことを答弁したつもりでありま
すが、その点につきましては、法制局
とわれわれとは意見の食い違いがない
わけでありまして、ただ私が、大企業に
売る場合云々ということをし申し上げま
したのが、私たちが現実を考えておりま
すのは、現在中小企業の一般的な定義
として認められております資本金一千
万円、または従業員三百人以下とい
うのが、中小企業の通例の定義であら
うかと思うのですが、それだけには限
定されることがないという意味におい
て大企業と申し上げたのでありまして、
厳格にいたしますか、通例の用語を
もつてすれば、むしろ中堅企業に売
ることが当然あり得る、こういう意味
で申し上げたわけでありまして、いう
ところの大企業であるとか、あるいは財
閥企業であるとかいうようなところが
、現実にはこういったようなものを割
賦で買うということもあり得ません
し、また実際の法の運用上も、法の精

神に照らしまして、こういった大企業
に売るといふことは抑制して参りた
い、こういうふうに考えております。
以上の説明で御了承をお願いいたし
たいと思ひます。

続いて、昨日田中委員から資料の提
出要求がありましたが、これは刷りも
のししてお配りいたしておりますの
で、それを見て一つ御了承願ひたいと
思ひます。

○中川委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 たいいま重工業局長
から、昨日の委員会における意見の食
い違いの点につきまして、考え方を明
確にせられましたので、その点につ
きましては一応了承したいと思ひま
す。なお、法制局第三部長の法律の解
釈につきましては、若干まだ疑義を
残しております。しかしそれはまた別
な機会に法律的な問題はやることに
いたしまして質問を進めていきたい、こ
うに考えます。

そこでお伺ひしたいのですが、
本法案の対象となる機械類、これは
当然国内産のみと考えますが、外
国機械につきましては、それが適用に
なるかどうか、及び現在外国機械の購
入の実情あるいは外国機械を本法の第
三条第一項のいわゆるカッソの中に
入るところの業者、こういうものが日
本の業者であつてそういう販売をして
いるものがあるかと思ひますが、そ
ういふものから割賦で買っているよう
な実情があるかどうか、あるいは外国
機械の購入にあつては、特別に輸銀
から融資がある、九十億ですか、何
かのワケがあると聞いておりますが、
これの恩典に浴するのはいわゆる大
メーカのみであつて、中小企業には
そう

いう外国機械購入に対する資金の裏づ
け、融資というような恩典がない、こ
ういふようなことも聞いておりますの
で、その辺の事情につきまして御説明
願ひたいと思ひます。

○佐橋政府委員 答えたいします。

外国の機械は本法の対象とは考
えておりませんので、この信用保険法を適
用する意思は全然ありません。

現在までの外国の機械の輸入状況で
ありますが、ごく最近の実績を申し上げ
ますと、三十五年度の年度の通関
ベースが四億五千万円の輸入をいたし
ております。三十六年度はおそらく五
億六千万円、こういうふうに予想いた
しておるわけでありまして、外国機械を
輸入してそれを割賦販売しておるかど
うかという事例でございますが、これ
は現在のところ私たちが承知いたして
おりません。割賦販売をしておる事例
はないと考えております。

次に、アメリカの輸銀から二年間に
二千五百万ドル、約九十億の借款をい
たしまして、工作機械、鍛圧機械、鋳
造機械を主として輸入することを考
えているわけでありまして、これにつ
きましては、先生はただいま中小企業は恩
典に浴さないといふことを言われまし
たが、大企業は個々の企業がそれぞれ
輸銀と話し合ひをいたしまして借款も
可能であります、中小企業はそう
いった点からアメリカの輸銀等の融資
の対象になりませんので、アメリカの
輸銀の対象にするために一括して政府
として交渉いたしまして、二千五百万
ドルを中小企業向けとしてワケを獲得
したわけでありまして、これの対象
は、主として中小企業者にただいま申
し上げましたような機械の輸入を認め

る、こういうことで考えておるわけ
であります。

○田中(武)委員 今のアメリカの輸銀
から中小企業のワケとしてとつてお
るその運用等については、どういふ
ようになっておりますか。

○佐橋政府委員 これは興銀が幹事銀
行になりまして、興銀を含めて市中銀
行十二行が、その融資に当たること
になっておりまして、興銀に百万ドル
の保留のほかに、全十二行に対して二
百万ドルずつのワケを設定いたしまし
て、その市中銀行が個々の需要者であ
る中小企業者に融資をし、その融資に
よつてアメリカからただいま説明いた
しましたような機械を輸入する、こ
ういふことになっておりまして、金利は
六分五厘、融資期間は五年ないし七
年というところで処理したい、こう考
えております。

○田中(武)委員 このことは本法とは
一応関係なく資料として要求したいの
ですが、外国機械の輸入の状況、そ
れからアメリカの輸銀から直接借款を
して買っている企業、それから中小企
業の今の関係、こういうものにつ
きまして、これは本法とは別の一つ資料を
いただきたい、このように考えます。

それから中小企業設備近代化助成金
との関係ですが、設備近代化助成金を
借りてそれを頭金として、あとを賦
払といふような場合もあり得るかと思
ひますが、そういうような場合につ
きましては、後刻お届けたいたしま
す。

○佐橋政府委員 第一点の資料の点に
つきましては、後刻お届けたいたしま
す。ただいま御指摘の、中小企業設備近
代化資金から頭金を払つても本法に乗

るかという御質問であります、これ
は当然乗る、こういうふうに考えてお
ります。

○田中(武)委員 本法の信用保険は、
何回か説明があつたように、いわゆる
包括信用保険契約を年度の初めにす
る、従つて保険契約はそのときに成
立している、こう思ひます。だが、具
体的な個々の問題について保険事実の
発生する時期、これが三条二項で、引
き渡を受けて後に払うべき金額に対
する云々、こういうふうになってお
る、この機械を賦払いで買う人が引
き渡を受けたときに、いわゆる割賦方
式で買った場合に、そこでそういう保
険関係が成立するのにかどうか。そう
した場合に、割賦販売法の第七條の所
有権の留保の推定との関係、及びこの
保険事実がいつ発生するかということ
によつて、保険料率が六条にうたつ
てありますが、これに基づくところの
保険料金をかけるという関係が出て
くると思ふ。従つて具体的に保険事実の
発生する時期はいつでしようか。

○佐橋政府委員 保険責任は、保険契
約に基づきまして機械類を引き渡した
後に発生するわけでありまして、所有
留保の類推規定であります、本法に
よります機械類が割賦販売法で指定
されました場合には、当然割賦販売
法の類推規定が適用されるわけであ
りますが、その適用を受けなかった場
合、商品に指定せられなかった場合、
ただでいいつた場合には、個々の契約
で所有権を留保したりする特約がある
かと思ひますが、特約がない場合には
引き渡しと同時に所有権は相手方に移
転する、こういうふうに考えてお
ります。

○田中(武)委員 二点お尋ねしてお
るので

す。保険契約の關係が発生するのは保険契約締結のとき——しかし、實際の保險事實といふときは、保險に対する具體的な關係が発生するのは、その保險契約を結んだメーカが第三者に——あるいは甲なら甲という人に、機械を定める方式による賦払いで渡した、こういうときに発生するのだと思ふのです。そういたしますと、引き渡しということになる。そうすると民法の規定では、動産でございますから、引き渡しによって権利は移転しておる。ところがいつかここで問題にしたいように、これも割賦という事実の上に立つ法律である限り、特別な、割賦について定めのないときには、原則法といふは語弊がありますが、割賦販売法の適用がある。そうすると、特約なき限りは所有権は販売者に留保せられ、こういうことになるわけですが、そうじゃないのですか。

○佐橋政府委員 機械類を引き渡した場合、いわゆる占有移転が行なわれるわけでありまして、そのときに所有権の留保を特約しなければ、所有権はそのときに相手方に移ると私どもは考えております。それから割賦販売法の適用を受ければ、当然所有権は留保されて移転しない、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 そこにちよつと矛盾が出てくる、こういうことで私は話しておるのです。ということは、この保險制度は信用保險なんです。そうでしょう。そうすると、信用保險の建前からいへば、所有権が賦払い者、賦払いで買った人に所有権があるときに信用と販売者の側にあるときに、信用保險と

いう觀念が成り立つてしょうか。

○佐橋政府委員 本法が考えておりますのは、売り渡した場合の代金債権について保險をしよう、こういうふうな考へておるわけでありまして、先生が言われた趣旨がよく頭にのみ込めないわけでありまして、代金債権の保險といふ場合に、所有権が販売業者に留保されるか相手方に移るかということとは、必ずしも關係はない、こういうふうに考へております。

○田中(武)委員 こうなんです。私が板川君にこれを割賦で渡す、これに對して信用保險をつけるわけですが、代金を、所有権が私にある場合は、これに對する信用保險という觀念が成り立たないじゃないかというのです。信用保險といふものは、所有権が相手方に渡っている。その危險に對して——所有権がないんです。所有権はないが、物を引き渡した。だが、それに対して約束手通し金もらえぬときに起こってくる損害に對する補償なんです。これが信用保險の性質なんです。そうじゃないですか。所有権がこつちにある——渡しておるけれども、こつちはただ占有権によって所有しておる。所有権が私を持つておるときに、これに對する信用保險というものはあり得るでしょう。所有権はこつち側でしう、そうじゃないですか。

○佐橋政府委員 私は、債権を担保するために所有権の留保なり移転なりというものが問題になる、こういうふうな考へておりますので、先生の御指摘のようにならば、所有権をこつちに留保した場合でも債権というものはあり得る、その債権を確保するために保險をつけるといふことなんです、所有権の移転自

身は問題ないんじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 割賦販売もいわゆる賣買契約なんです。賣買契約とは、當事者の一方が所有権を渡す、それに対して相手方が代金を支払ふことによつて成立するところの契約なんです。ところが所有権はこつちにある。こつちにあるときにその債権といふものは成立しますか。賣買契約、いわゆる賣買契約の上に立つて成立いたしますか。この信用保險の對象は、この物の所有權移転に對してなのか、それとも割賦販売のこの金額に對してなのか。あな

○佐橋政府委員 非常に私に得意な議論であります。雙務契約の場合に、所有権が移転しなくとも、引き渡すことによつて債権は発生する、私はこういうふうな考へております。

○田中(武)委員 民法の賣買契約のところをちよつと見て下さい、どういふことになつておるか。

○佐橋政府委員 雙務契約の場合には、所有權自身が移転するといふ時期はいろいろあると思ひますが、引き渡しを行なうことによつて債権は當然発生する、私はこういうふうな考へております。

○中川委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

○中川委員長 速記を始めて下さい。

○佐橋政府委員 ただいま御指摘の民法の賣買の總則であります。賣買ハ當事者ノ一方カ或財産權ヲ相手方ニ移転スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其代金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス。こういうことでありまして、この債権關係に基づきまして本法では支払いの不能等が起つた場合にこれを補てんするといふことを考へておるわけでありまして。

○田中(武)委員 そうしますと、結局はこの賣買契約、いわゆる割賦販売契約が成立する、そのときの所有權移転といふ關係とは別個に、販売契約によつて発生するところの支払い代金、この債権債務の關係に對する信用保險だ、そういう意味なんです。

○佐橋政府委員 その通りであります。○田中(武)委員 それでは次に進みます。權が移轉せられるまで、これは特約あるいは割賦販売法の七条の規定等々がありまして、その間に購入者の資めに歸さない事情によつて機械等が使用不能になるという場合には、どちらが損害をこうむるのか。言いかえるならば、機械が使用不能になつたから自後の割賦はわれわれは払えないというやうな場合に、国はこれに基づいての保險金を販売者に渡すのかどうか。

○佐橋政府委員 當事者の責任に基づかざる事情によつて事故が起きた場合、本法で考へておりますのは、その原因いかんにかかわらず割賦の代金を払えなかつたという事實に基づいて、国は保險金を支払うわけでありまして。

○田中(武)委員 じゃその場合には當事者間の法律關係のいかんにかかわら

ず、現実に残つたところの割賦代金を払わないときには、その事實がどういふことであらうとも払つてやる、こういうことなんです。

○佐橋政府委員 その通りであります。○田中(武)委員 そういふ場合に、たとえば販売者の側に瑕疵があつた場合、現実に購入者から払われなかつた、それでも政府から保險金をもらふわけですね。その場合、普通の民法上の觀念から言うならば、払つた國がいわゆる代位弁済といふやうなことで、いろいろと法律關係が出てくると思ふのですが、そういう点をこの法律では明らかにせずに、第八条の代金等の回収といふこと、それから第九条は回収金の納付といふことになつておるのですが、その保險金を払つたことによつて生ずるところの第三者の——たとえばその機械がこわれて払われなかつたときには、第三者の暴力、第三者の責任によつて起きたときには保險金を払うが、保險金を払つた者はその加害者の第三者に對して代位弁済の請求ができる、これが法律的な考へ方だと思ふのです。そういうことについてこれはうたつてないのですが、それができるのか。あるいはそのやうな場合には、代金等の回収といふことで、販売者が第三者から金を取ることに努めようといふのがこの第八条の規定なのか、その点どうなんです。

○佐橋政府委員 ただいまの御指摘でございまして、代位は働かなくて、結局保險金をもらつた相手方が回収義務に任じ、回収した金額をこの規定によつて國庫に納める、こういうことになつておるわけでありまして。

○田中(武)委員 そうするとどうなん

ですね。甲が乙に対してこの法に定める賦払いによって機械を渡した。そこで保険の関係が出てくる。それでこの機械に対して、丙という第三者の責任ある行為によって機械が使用不能とか消滅をしたという場合に、乙は金を払えないからということで払わなかった。そのときに国は甲に対して払ってやる。その場合、払った国が丙に対して代位弁済を請求するというのが通常の考え方だと思うのです。ところがこれはそうではなくて、保険金を国からもらった甲が丙に請求して、いわゆる第八条による代金の回収に努める、そして第九条による回収金の納付をする、こういう関係になるのですか。

○佐橋政府委員 ただいまの設例で、甲が保険金をもらって乙に売って、丙が乙に対して加害とかいうような場合には、普通の場合には乙が丙に対して損害賠償その他の請求をすると思えますが、それをしなかった場合には、甲が乙にかわって弁済を要求いたしました、甲が回収したのを政府に納める、こういうことになります。

○田中(武)委員 それならそれでいいんだが、要は乙が丙に対して請求、これは当然でしょう。しかしそういうことができたときに代金を払わなかったら、国は甲に保険金を払うのです。そうすると代位請求権ということが、保険金を払った国に起きると思うのです。それは国がやらずに、この法律でいうと八条によって、乙が丙に対して回収に努める、こういうふうになつておるのか、こういうことですが、それならそれでいいんです。そうなんです。

○佐橋政府委員 普通の場合には乙が丙

に対していたしまして、政府に対する回収金の納付は甲がするわけでありま。だから乙が丙に対して損害賠償しない場合には甲が乙にかわって損害賠償をし、乙がする場合に乙が損害賠償を請求して、そこで得たものを甲が回収して、政府に納付するということが、政府に対する回収の納付義務はあくまでも甲だ、こういうふうな考え方になります。

○田中(武)委員 しかし乙は先ほど問題にしたやつで所有権者じゃないわけ。もちろんそれに丙の責任ある行為によってそれが消滅した場合、使用不能になった場合、もちろん占有権の侵害として訴えができると思うのです。しかし物件上の所有権侵害の訴訟は甲しかできない。それに対してとかく国は甲に対して保険金を払ってある。そうすると国の方が優先して丙に対する代位弁済権を取得するのじゃないか、こう私は言っているのです。ところがこの法律はこれをやらずに、甲が第八条の代金等の回収に努めるというところでやるんだ、こういうことなんです。

○佐橋政府委員 その通りであります。代位をやらせるときに甲にやらせるということであります。

○田中(武)委員 回収金ですが、九条の規定にたがたと書いてあるんです。この計算は一体どういうことになるのか。一つ例をあげて聞きたいと思うのですが、たとえば代金十萬円の機械を割賦で買って、四万円を引き渡し前に支払った、そうすると六万円が残額となつておられますね。その六万円の五〇%、三万円が保険金になるわけなんです。そこで支払いができなかったとい

うので三万円を国が払ったわけです。そういたしましたら、その後第八条の規定によって販売者は回収に努めて五万円を回収した、それは支払いを保険金で三万円受けてから、六万円の五万円を回収する間が一応六カ月だったとする、そうすると九条によって實際幾ら払った方がいいのか、回収金の計算をちょっとやってみてもらいたいと思うのです。この九条ではちょっと頭の悪いものでは計算ができないのです。

さらにその場合にもう一つは、商法六百四十一条の免責事項があります。これは法律的にいえば保険全体にわたるところの免責についての規定だと思ふのです。そういう免責約款によつて、かりに商法による免責事由にかかると価格が一万円だった場合、その場合は三万円じゃなく二万円を国は保険金として支払っているわけです。そういう場合は一体どういう計算になるのか、頭の悪い者にはわかりませんので、ちょっと説明してほしいのです。

○真野説明員 ただいま田中先生御質問の内容、詳細な数字をちょっと聞き漏らした点もございますが、簡単に申し上げますと十萬円代位弁済がございまして四万円支払い、六万円の残金があった、その場合六万円支払わなかったという場合に、その六万円について保険事由が発生する、従つてそのうちの半分、百分の五十である三万円について保険金が支払われた場合だと思ひます。その場合その後になりました五万円回収があったといひました。この場合に回収金として政府に納付すべき額いかにということでございますが、この第九条の規定によりましてこの五万円のうちから保険金を支払う前

に、手形の債権について満期がきておる、満期後保険金を支払うまでは当然販売業者としては金利負担等を負担しておりますので、その分をかりに五千元としますと五万円から五千元を引きまして、そのうちの残り四万五千元について、先ほどの六万円と政府の支払った三万円の比率でございまして、この六万円の三分の二をかけて得た額を政府に納付する、従つて今の場合計算式で申し上げますと、五万円から〇・五万円引きまして四・五万円になる。四万五千元に六分の三をかけたまして二万二千五百円、これを国庫に納付するということになります。

それからもう一つ、今田中先生が申されました点で免責の場合にはどうかというところでございます。この場合は保険金支払いの際に、先ほどの六万円支払い不能に陥った、その場合には三万円政府が払うべきであるが、免責規定によつてかりに一万円免責されたという場合には、支払い保険金額が二万円になります。そういたしますと先ほどの四・五万円に六万分の二万、つまり三分の一をかけるということになりますので、政府に返還する金額は一萬五千円ということになるわけでありまして、要するに政府の負担すべき分と、割賦販売業者の負担すべき分の按分に於いて、絶えず回収金を返すという規定でございまして。

○田中(武)委員 その場合販売業者の受け取る金額は、最初の四万円と保険金の三万円と、それから五万円から二万二千五百円を引いた二万七千五百円、合せて九万七千五百円というものが十万円のかかりに入ってくる、そういうことでございまして、販売業者

に入ってくる金は、国はその三万円を払つて二万二千五百円を回収する、そういうことになるわけですね。

○真野説明員 四万円は最初に支払いがございまして、それから三万円保険金支払いがございました、それから五万円のうち二万二千五百円を返還いたしますので、その分を引かなければいけませんから、差引き七千五百円が国から支払われた形になります。

○田中(武)委員 販売業者を主体に考へるのですよ。四万円先に受け取つておりますね。政府から三万円もらった、だから合せて七万円。あとから五万円もらった、その五万円から二万二千五百円を払うのですよ。そこで手元に残るのは二万七千五百円、そうすると合せて九万七千五百円という金が、十万円に対して販売業者には入ってくる。

○真野説明員 政府の支払われました三万円は、その後二万二千五百円返還いたしますので、その後の回収金が入った後の段階においては七千五百円残るということになります。つまり支払いました保険金三万円と、回収金として政府に返す分とが相殺されますので、その差額が政府から出るということになりますから、三万円は当初の段階では三万円でございますが、回収金が入りました後は、回収義務に基づいて政府に納付した分が保険金からパランス上差し引かれなければならないのでございまして。

○田中(武)委員 ちょっとそこが私の計算と違ふのです。第八条ですよ、保険金の支払いをすでに受けているのですね。そうすると四万円もらつて、三万円もらつて七万円もらつておる。そ

れから五万円を回収した、その回収金の五万円について九条の計算によって二万二千五百円払うでしょう。そうしたらその五万円の中の金が二万七千五百円残っている。だから四万円、三万円、二万七千五百円、合わせて九万七千五百円、こういうことになるのと違つか。国は三万円渡したが、そのうち二万二千五百円を回収する、それじゃ買った者は四万円渡して、今度五万円渡した、あとの一万円を国と販売業者が今言ったような二千五百円と七千五百円の割合で負担する、こういうことになるわけですか。そうでしょう。ともかくこのときに結果的に見て回収不能になるのは一万円なんだ。その一万円の金の国と販売業者との按分は、今の計算でいくと国が七千五百円、それから販売業者が二千五百円ですか、これだけの損失、一方は十万円の代金を九万円払って終わる、こういうことになる、八条、九条の関係をそう理解するのですが、それでいいのでしょうか。

○真野説明員 ただいま私が説明いたしましたのは、国庫の負担金の最終額の方を強調いたしましたので、ちょっと失礼いたしました。結論は先生の数字でよろしくございます。

○田中(武)委員 私は最初頭が悪いから九条の規定はよくわからぬ、こう言ったけれども、実際はよくわかっておる。実際の計算がでなかったら中学の入学試験にも受からない。ただ問題はそういう場合に四分の三国が負担し、四分の一だけが業者の負担になる、こういう按分がいか悪いか、この危険負担の事ですが、これは五万円回収するときと三万円回収するときと

率がまた変わって来ると思いますが、私が前から言っておるようにメーカー保護という点が少し強過ぎる、こういう感じを受けるということだけを申し上げておきます。

それから十条に契約の解除というところがあるのですが、規定の中に「第三項の違反というものは一体どういうことか」とあるところがある。三条一項の違反というものは一体どういうことか。それが想定されるのですか。

○佐橋政府委員 第三条でメーカーと政府の間に包括保険契約を結びますと同時に、そのときに約款の取りかわしを行なうわけでありまして、その約款に違反した場合を想定しておるわけであります。

○田中(武)委員 けっこうです。それから第二条の定義、この場合政令によって定めるということになっておるのですが、政令で本法でいういわゆる機械類を指定する、この場合にどういう観点に立つてやるかといえ、これは本法の目的である中小企業の設備近代化と機械工業振興のため、こういうことか、そうすると機械工業振興臨時措置法に機械工業振興のための審議会がありますね。第二条の定義を定める場合、いわゆる政令で指定する場合にどこからか意見を聞く必要があると思うのですが、そういう場合には現在ある機械工業振興臨時措置法の審議会の意見を聞く、こういうように解釈したいと思うのですが、実際の運営上はどういうように考えておられますか。

○佐橋政府委員 田中先生の御質問のよう、機械工業振興臨時措置法の審議会を利用して参りたい、こういうふうに考えております。

うに考えております。

○田中(武)委員 二条二項の政令で定めるところの割賦販売契約の期間、これを一体どの程度に考えておられるか。いわゆる割賦販売の代金納入の期間ですね。中小企業の側からいけば、なるべく長くしてもらって支払いがしやすいように、こういうことを考えるのが当然だと思う。そこで何年くらいか、たとえば一回の支払金をどの程度か、たとえば二年とか、こういうのは三年とか、こういうようにやられるのか、そういう何年くらいを割賦期間として定められるおつもりなのか。

その法律は五カ年間の臨時立法、いわゆる期限つきで暫定法になっておるわけですが、そうするとかりに五年間の割賦期間というのを考えた場合に、五年間という臨時立法の期限が短か過ぎるのではないか、こういう点も出てくると思ひますが、これは法的に考えて、かりにこの法律が五カ年間で失効したとしても、この法律の生きていくうちに契約したものは、法律が失効しても支払い義務とか、保険という関係はなおすべての対象が解消するまで続く、こういうように解するのですが、その点についてどうでしょう。

○佐橋政府委員 お答えいたします。第一点の割賦期間であります、これは機械の種類あるいは割賦販売の実情によって、機械ごとにいろいろ差異があると思ひますが、大体私たちが考えておりますのは、六カ月以上三年くらいというふうに考えております。

五カ年間の臨時立法になっておりまして、五カ年過ぎたときに、もう一ぺんレビューしていただくということに考えておりますが、この法律の有効期間中に成立いたしました保険関係につきましては、これは全部有効でありまして、これは附則の二号にうたつてある通りであります。

○田中(武)委員 後段の方はけっこうです。だが五年たつてもう一ぺん討論してもらうのだ、論議してもらおうのだというなら、初めから十年にしたらどうなんでしょう。これを五年にしなればいかぬというところはどこなんですか。五年たつたらもう一ぺんやってもいい。あなたの腹の中は、そのときはあなたももっとえらい人になって局長になっておらぬというのかもしれない、あるいはこつちが通産省に入っておるかもしれないけれども、それは別として、五年たつてまた延ばすという意思があるならば、最初から七年なり十年にしておく方がいいのではないかと申すのです。現にそのためにあなた達が望ましいと思うなら、なるべくそう望ましいと思うなら、なるべくそう望ましいと思う方がいいのではないかと申すのですが、五年とせられた根拠はどうなんですか。

○佐橋政府委員 本法につきましても、本法の目的にうたつてありますように中小企業の設備の近代化、機械工業の振興という二つをねらつておるわけでありまして、機械工業の振興が刻下の急務であることは、もう申すまでもないと思ひますが、機械工業振興臨時措置法も五年になつておりますので、その振興の一環として本法を考え

ておりますので、その点両方の平仄を合わせたわけでありまして、五年たちました後、さらに本法の継続が必要かどうかというところは、そのときに一つまた国会で再審議をお願いしたい、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○田中(武)委員 機械工業振興法も期限が一回延長した。そうするならば、初めからもっと長い期間で計画を立てるというつもりならば、それは五年でなく一〇年、これはいろいろ大蔵省の折衝等で、実際は通産省の方では十年と考えておられたが、五年になつたというところもあると思ひますが、一応これでおきましょう。五年後には私が推名さんとかわつておるかもしれないが、そのときはこちらで考えることにいたします。

もう一つ、割賦販売の期間なんです、今の答弁によると六カ月ないし三年、期間はそれでいいですが、大体一回に払い得る金額が、たとえば五万円のものでも五万円なら五万円、そうすると十万円のものならその倍の期間だ、こういうような考え方の基礎は、中小企業が払い得るような範囲における金額を算定して、逆算をして期間を定めていくことが望ましいと思ふのですが、実際はどのようにせられますか。

○佐橋政府委員 ただいま御指摘のような点も十二分に考慮いたしまして、割賦期間をきめたいと考えておりますが、先ほども御指摘がありましたように、中小企業の設備近代化資金というのがあるわけでありまして、ここで別途金が貸された場合、頭金だけで新しい機械が入手されまして、その機械の稼働によって自後の支払いをしていく、こういうふうにならつております

ておりますので、その点両方の平仄を合わせたわけでありまして、五年たちました後、さらに本法の継続が必要かどうかというところは、そのときに一つまた国会で再審議をお願いしたい、こういうふうに考えておるわけでありまして。

ので、必ずしも払い得るという点だけにステイックして考える必要はないと思ひますが、以上のような点はもちろ十分考慮してきめたいと思ひます。

○田中(武)委員 購入した機械が生産をしていく、そういう中から払い得る現実の事態をにらみながら払いやすい方法できめていく、このように理解いたしたいと思ひます。

十二時になりましたからこの程度にとどめます。

○中川委員長 他に御質疑はございせんか。

○加藤(清)委員 一点だけこの際承っておきたいと思ひます。ただいまの佐橋重工業局長のお話によりますと、本法の適用にいたしたとしても、たとえばアメリカ機械の特別融資等々にいたしたとしても、中小企業に重点が置かれるような御答弁でございました。ところがここに先般長谷川委員長代理を初め、与党の皆さんにも御承認をいただきました。機械工業振興法の中へ編入せられまして、機械工業振興法の中へ編入された中小企業で行なわれているわけでございます。にもかかりませず、機械工業振興法の特定機械の中へ編入したおかげで、かえってまます扱いにされるおそれがあるというお話でございまして、そのためにこの業に携つておられる人たちに、非常な憂慮の空気が横溢しているわけでございます。もちろん産業機械課長金井さんも大へん努力していただいております。この関係において難渋する点があると承っておりますが、その間の事情はいかが相なっておりますか。この際機械工業界におかれては黒雲をあなただけ

の答弁によつて払いのけていただきたい、かように考えるわけでございします。

○佐橋政府委員 機械工業振興法の指定業種は三十九種指定するということに進んでおりまして、この間当委員会においていろいろ御指摘がありまして、機械工業も入ったわけでありまして、大蔵省との折衝におきまして、資金ワタ等の関係から、特定金利の金をつけないという条件を付せられておるわけでありまして、これは機械工業がそのほかの製造機械、鋳物機械というような点では金を借りることができるわけでありまして、事実問題としては大した支障はないというふうな考えでおりますので、その方の部門別に特定金利で金を出し得るという方を強調して機械工業界に不満のないようにして参りたい、このように考へております。

○加藤(清)委員 そのお言葉だけではほんとうは安心できないのであります。たとえば今あなたのおっしゃいましたように、鋳物部門であるとか、あるいは軸受け部門であるとかいう、他の製作面と共通した業を同時に行なっているところ、それは機械メーカーにしても大体大企業でございします。今私が申し上げておるのは、機械工業専門に行なつておる、それはほとんど中小企業が多いのでございまして、他との関連性、つまり四十種類のいわゆる特定機械の関連性の少ない機械専門の機械、これは全部取り残されるわけでございします。従つてせっかくこの機械工業振興法の中へ仲間入りできたというならば、当然そこから受ける恩恵は他の三十九業種と同等であつてしかるべきです。そのためにこそこの機械工業振興法の中に入つたわけ

です。そこでまます扱いにされるということならば、何も無理して入る必要はないわけですね。どこにネックがございしますか。あえて仲間には入れたけれども、まます扱いにしなければならぬというその原因は、どこにあるのでございしますか。

○佐橋政府委員 これは政府内部のこととございまして、ここで答弁をするのは非常に心苦しいわけでありまして、業種指定につきましては、各方面からいろいろ意見がございまして、非常に難渋をしておるわけでありまして、一応補欠入学という形になつたわけでありまして、今先生の御指摘のようなまます扱いというのを取り除くように努力をして参りたいと思ひております。

○加藤(清)委員 おっしゃる通り今までのところでは、たとえば中小企業金融公庫の貸し出し対象にいたしまして、当初指定されました十七業種とは事変わりまして、今日ではふえております。つまりあなたの言葉を借りて言へば補欠入学がずいぶんふえております。ところがこれは入学したと同時に、同じような恩恵、同じような法律的な保護を受けておるわけでありまして、にもかかりませずこの機械工業だけは、せっかく与野党一致した意見におきまして、委員の皆さんの御努力によつて編入入学ができた、ところが入学はしたけれども、入学しなかつたときよりもひどい仕打を受けているというのが現状のようでございします。これは入れたかいないわけですね。そこで、政府部門内の問題であるから、重工業局長が御答弁できないとおっしゃるならば、私はこの際大蔵省をこへ

呼んで御答弁願わなければなりません。かかる事態が現存しているという事実にかんがみまして、通産大臣としてはいかようにお考えでございしますか。答弁のいかんによつては大蔵大臣に御出席を願ひたいと思ひます。

○権名国務大臣 一応国際信用も相当ついておる業界であるというので、大蔵省が許したのであらうと思ひますが、十分に事態を認識せまして、とにかく油断をしていると、また追い越されるおそれもある、やはり特定金利のもとに、この産業は守つていくべきものであるというところに対する認識を十分に植へつけるように、今後努力いたします。

○加藤(清)委員 それでは、時間の都合もございしますので、本件に関しましては私の質問はきょうはこの程度に終わりますが、留保という形にしておいたでございしたいと思ひます。

○中川委員長 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑はないようでありますので、本案に対する質疑は終局するに御異議ありませんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中川委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

三派を代表して田中武夫君より題旨の説明を聴取することにいたします。

田中武夫君。

○田中(武)委員 委員各位の御同意を得まして、ただいま可決せられました機械類賦税信用保険臨時措置法に對しまして、自由民主党、社会党並びに民主社会党の共同提案になります附帯決議を提案いたしたいと思ひます。

まずその案文を朗読いたします。

機械類賦税信用保険臨時措置法 法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の運用にあつては、中小企業の設備の近代化を促進しようとする本法律の目的を逸脱して、大企業を優遇する結果を来すことのないよう、充分配慮すべきである。

以上でございします。

この提案の趣旨につきましては、昨日来の本法の目的並びに包括信用保険契約の要件等々をめぐる質疑応答の中において、その趣旨は明らかになつておると思ひます。また本日、本委員会の冒頭、佐橋重工業局長より特に発言を求められての意見もありましたので、われわれはそのようなことは万々ないと考えますが、なお念のために以

上のような附帯決議をつけたいと思うのでございます。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明にかえます。

○中川委員長　以上で趣旨の説明は終
わりました。

本動議に對しましては、別に御発言の申し出もないようでありますので、本動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて本動議は可決され、本動議の通り附帯決議を付するに決しました。

この際、通商産業大臣に御発言があればこれを許可いたします。通商産業大臣椎名悦三郎君。

○椎名國務大臣　ただいまの御決議に
關しましては、法の運用にあたりまし
て十分にその趣旨に従いますように努
力したいと考えております。

○中川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書等の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中川委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたしました。

○中川委員長 次に輸出入取引法の二部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次、
れを許可いたします。内田常雄君。

○内田委員 私は、先般衆議院委員会での議題になっております輸出入取引法の改正案につきまして、基本的な事項につきまして、通産大臣並びに政府当局にお尋ねをいたしたいと思ひます。

この輸出入取引法の改正法案は、御承知のように今始まった問題ではございませんで、昭和三十二年以来たびたび国会に提案をせられて、その内容の審議を尽くし、また昨年は、当委員会におきましては可決をせられましたが、国会解散のためにそのまま成立に至らなかったというような経緯もございます。この内容につきましては、従来から積極、消極、あるいはいろいろな広範な見地から議論が尽くされておりますので、この国会で初めて提案された法案とは違う面があり、委員の多数はこの内容について十分承

知をいたしておるわけでありましたが、それにいたしましたが、この法律案が独占禁止法との關係を持つものである、また今回の改正の内容を見ましても、その基本においては輸出入取引關係のカルテルの擴張強化の面をも含んでおります、さらにまた最近わが國の國際収支の動向に照らしまして、國際収支改善あるいは貿易の改善などの面から、私はこの輸出入取引法というものの運営に、多大の關心を持つものである、この面につきまして、これらのお政府の考え方をただしたいのであります。

第一に、今度の法律案は、これまで國會に提出せられました法律案の中身から見ますと、カルテルの擴張強化などの面におきましては、非常に緩和さされておりました、考え方によつては、今日の國際収支改善あるいは輸出ドラ

イブの必要性等から見まして、骨抜きになり過ぎてはいはいないかという気持ちさえもいたします。たとえば前の、この国会に提出され、継続審査になりました法案の中には、輸出振興のための輸出振興カルテルの規定があったが、今度の改正案にはそういうものはない、今度の改正案にはそういうものはない。また輸出業者の登録制などの規定もありましたが、これも今度の改正案から落とされておる。非常に内輪に、遠慮して、独禁法関係のことに当局は非常に気を使い過ぎて、結局改正はするけれども、あまり役に立たない法律になりたないかということを憂えますが、これまでの当局の改正案と比べて、今度の改正においてカルテル関係などの強化を緩和しておる点を、明らかに説明をしていただきたいと思ひます。

○今井善一政府委員　ただいま御質問にございましたように、この改正案は、最初に出しましたのは三十二年の第三十国会でございます。そのときには輸出振興カルテルと称しまして、特定の業界において輸出品の生産が大部分を占めておるという場合におきましては、その輸出品のみならず、国内品品目もひっくるめて、一括生産調整ができるという規定があつたのでございますが、今回の案におきましてはこれは削除いたしてございます。従つて、それにかわりにとつていうわけではございませんが、現在、現行法におきまして、生産業者の段階におきまして、輸出品だけににつきまして国内取引と申しますか、輸出品の出荷調整のできる規定がございます。これにつきましては、アウトサイダー規制命令がございませんので、今回の改正においてアウトサイ

ります。この輸出振興カルテルをなぜやめたかということでございますが、輸出振興という見地からだけ申しますれば、これは何と申しましてもある程度効果もある仕組みであろうと思えますけれども、また他面におきまして、国内品をもひくくろめてカルテル行為を行なうということになりますと、その間行き過ぎになりまして、消費者に不利益を与えないかというふうな疑念も出て参りますので、その点はやめまして、とにかく現在輸出段階、輸出業者の段階におきましては、いろいろその協調態勢というのは整備されてお

りますけれども生産段階におきまして、輸出品を出荷するという段階におきましては、どうもまだ規定が整備されていません。御承知のように日本の競争が絶えないわけでございまして、そのために海外に輸入制限運動を巻き起こして、いろいろ困難な事態をもたらしおるのでございます。その場合におきまして、単に輸出の段階だけでいろいろ足並みをそろえまして、その背後の生産段階におきましていろいろの過当競争がある。これが押せ押まいになりまして、輸出の段階に波及して参るということになりますと、輸出の段階で幾ら整備をしようとしたとしても、なかなか足並みがそろわぬというところ、輸出の足並みをおそろえして

う関係で、輸出の段階におきまして準備をしようとするならば、必要な場合におきましてはやはり生産の段階においても整備しなければならぬ。しかもその場合におきまして、やはり独占禁止法等の關係その他を考へまして、輸出品の出荷の段階だけ、これは安売れ

○椎名國務大臣　　國によつては、日本の輸出の相手國としては相當な市場である、しかし輸入の相手方としてはどうも適當でない、あまりにフレートの關係なんかが悪い、その他の、いろんな割高につくというような市場もあります。そういったような狂いを、今後自由化によつて、つまり為替割當操作によつてその間の調整をするということが非常にむずかしい。今通商局長からお話を申し上げたような輸出入業者の背後にある生産業者のいろいろな蠢動、そういうようなものによつて、なかなかオーダー・マーケットイングというものはできない。そういう問題のほかに、そういう特殊の市場というものも、今後開拓しなければならぬ

○内田委員 この法律の改正案は、私どもの承知しているところでは大ざっぱに言うると三つの関係を含んでおる。一つは輸出関係、一つは輸入関係、一つは輸出入の調整関係、こういうことであります。今輸出の話がすでに出て参りましたが、今度の輸出関係における改正は、お話の通り輸出品の国内の生産業者の協定に対するアウトサイダーの規制を可能にする道を設けるといふことが、主たる改正内容であります。この程度の改正で、つまり、これまでのような輸出振興カルテルの構想をやめてしまつて、輸出品の生産業者の協定についてのアウトサイダー規

○今井善三 政府委員 この輸出振興は、市場によりましていろいろ対策が違ふと思うのでございますが、特に先進国におきましては、日本の無秩序な輸出が向こうの産業に弊害を与え、そのためにいろいろの問題を引き起こしておるわけでございます。とにかく、先進国に対する輸出の基本的なない手というのは、何と申ししましても民間の輸出業者であり、生産業者であると思ひますが、その場合に向こうの輸入制限、あるいはそれに基づくところの関税引き上げ、あるいは為替割当とか、わが方が出ていこうとするに對して、向こうがかんぬきを入れて出させないということによりまして、輸出が出るべきものが出ないというケースが非常に多いわけでございます。この輸出の秩序を改めることによりまして、相手方の輸入制限を緩和し、そうして、関税引き上げに至らさせないということが、やはり先進国に対する雑貨、輕機械あるいは繊維といったものにつきましては、一番大きな輸出を伸

ジスター・ラジオにつきましては、現在輸出段階についていろいろ手を打っておりますけれども、やはり生産段階におきまして行儀をよくいたしませんと、どうしても問題が起こる。その場合に団体法の商工組合ではない。たとえばトランジスター・ラジオの生産段階におきまして、輸出品についての協定をしたいという場合にも、アウトサイダーの規制がございませんと効果がございますので、協定をしるるということのような問題も、現に起きておるというように思います。今回の改正によりまして、やはり先進国の市場に対していろいろ問題になっております輸入制限運動、それを押えるのにつきまして非常に効果がある、われわれはかように考えております。

○内田委員 お話の点はわかります。ただ国民の非常に心配しておる点がまだ若干ございますので、はっきりさせておかなければいかぬと思いますが、今度の輸出品のメーカーの協定におけるアウトサイダー規制の新設というも

いうふうな言い切れるのですか。

○今井善三 政府委員 結論から申し上げますと、その通りでございます。(「そんなことはないだろう」と呼ぶ者あり)

私どもは国内消費者につきましては逆になむしろいい結果になるか、かように考えております。と申しますのは、現在の輸出品の生産メーカーの売り方と申しますか、これは非常に安売りという関係になっておりますので、場合によりましては不当に利潤が少ないとか、あるいは場合によっては赤字というふうな状態があるわけでございまして、国内で売る場合と輸出品に向ける場合と、その間に二重価格のやうなことになるっておる場合が、間々あるわけでございます。もし輸出品につきまして安売りを防止する、できるだけ高く売ろうという努力をいたしますれば、それ相当の利潤がそこにとれますから、従つて国内に今まで高く売つておりましたのが、むしろ安く売りやすくなる。企業としての利潤は総合的に考えればいいわけでございますから、

輸出品について損をしておる、あるいは利潤が少ないということになれば、それがもっと改善されれば、国内品にもむしろいい影響がある、かように考えております。

○内田委員 私は大へんよくわかりますが、ただいま社会党の加藤君からその点の問題について疑義があるようでございます。これはもちろん一回の質問で終わるわけではありませんが、加藤君に関連質問としてその点をやっていただければ……。

○加藤(清)委員 きょうやらないでも、あとでゆっくり……。

○内田委員 それでは、きょうは時間がありまじから、輸入の問題に入りたいと思います。

輸入の問題では、今回かなり私どもの関心を持たれる改正が行なわれました。従来でも輸入業者の協定というもの、輸出取引法上認められておったのでありますが、しかし輸入業者をして輸入せしめるところの、もう一つ下の段階にある国内の需要者については、今の輸出の場合におけるメーカーの協定と同じような、需要者、また国民に対する販売の立場に立つ者、つまり輸入業者と国民に対する小売業者との中間に立つ需要者、販売者については協定が認められていない。そのために輸入業者の方に今協定を認めても、輸入業者は下から需要者にひもをつけられておりますから、競争輸入といえますか、相競って輸入することは、輸入業者としてはやるべきでないと思ひまして、下からの需要者の圧力によって、不利だと思つてもやむを得ず高値輸入をするということが行なわれておりますために、今の輸出入取引法

上の輸入業者の協定というものは有名無実であります。そこで今度の改正は、その一つ下の段階にある、輸入業者に直接つながる需要者の協定を認めよう、こういう改正が行なわれておると思うのでありますが、これが、場合によつてそういうことをやると、結局国民が高いものを買わされはしないかという憂いが伴つておるようでございます。この関係をいま一度明確に説明していただきたいと思ひます。

○今井(善)政府委員 ただいまお話がありまじように、輸入業者の段階だけではなくて、むしろ背後にあります需要者がいろいろ競争をいたしますことによりまして、むしろ高く買ひ付けられる可能性というものは、一般的にあるわけでございます。ところで、従来は、そういう場合におきまして需要者以外貨資金の割当をいたしまして、この需要をある程度セーブすることによりまして、輸入業界の過当競争というものを防ぐような仕組みでございまして、従つてその間の弊害というものは、比較的前面に出ていなかつたのでございまして、今後貿易の自由化が進むにつれまして、そういう過当競争が表面に出るという関係は非常にありわけでございます。ところで、物の値段は、申すまでもなく買手と売手の需給関係、力関係によつてきまるわけでございます。自由化の際に、供給が非常に多い、どの国からでも交渉次第によつて手に入るという場合におきましては、こちらに相当の需要がございまして、それはおのずから買ひ合ひにおきまして安いのを買ひつていくという関係で、それほど過当競争の弊害というものは出てこないわけでございます。

ますけれども、たとえばその品物が一カ国だけの特産品であるとか、あるいは相手国が非常な輸出制限、一手輸出をやつておるというような場合におきまして、こちらがばらばらでございまして、そのために過当競争が起りますと、非常に高いものを買ひ付けざるを得ないということになるわけでございます。たとえばソ連から木材を買ひたいというふうな場合におきまして、相手国の供給力も急にはふえない、しかも窓口は一本でございまして、こちらの態勢をいたしまして輸入業者が非常に多いという場合におきまして過当競争によつて値段をつり上げられる、足元を見すかされるというふうなことがございします。従ひましてさような相手方が売り手独占、あるいは協定でもって買ひざるを得ないというふうな限られた場合におきまして需要者に協定を結んで、そして需要者が結束して高いものは買ひたいという約束を履行することによりまして、安い原材料を手に入れた、結局それは消費者にとりましては安いものが回つていく、決して消費者には迷惑はかけないというつもりで、この需要者の協定を一定の要件を備えた場合に認めることにいたしておる次第でございます。

○内田委員 今の御説明の点につきましては述べられた限りにおきましてはわかります。まだ私もこれについては質問がありますが、先ほど委員長からお話がありました他の法律案、割賦販売法を小委員会へ付託することについて、同僚の中村君から付託前に、最後に本委員会において質問があるそうであります。時間の関係で中村君に私の

質問を譲りまして、私は次回にこの輸出入取引法の改正案の質問を続けたいと思ひますので、きょうは私の質問は中断をいたします。

○中川委員長 それでは割賦販売法案を議題として審査を進めます。前会に引き続いて質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 割賦販売法案は小委員会では詳細に審議することになるわけですが、幸い大臣がおられますので、大臣におもな点を二、三御質問いたしておきたいと思ひます。

一番問題点となりますのは、先ほど機械割賦の信用保険の問題で所有権の移転の問題、所有権の留保の問題というところが、一応問題になってきたわけでありまして、私どもも小委員会ではこれを審議します場合に、この点が相当重要な点であると考えておるのであります。なおまた前払い式割賦販売が運用いかにによりましては、割賦法案の冒頭にいろいろ質疑をいたしましたように、大企業が中小企業を圧迫するという形が露骨に出てくるのではなからうか、このように考えておるわけであり

ます。まず前払い式の割賦販売に対してはどのように考えておるか、どのような業者を指定し、またどういふ運営をさせようとしておるか、まずそれらの点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○松尾政府委員 前払い式割賦販売として現在行なわれておりますのは、御承知のようにミシンとかあるいは毛糸の手編み器、こういうものについて、

その利用されておる範囲は、あまり広くはないと思ひますが、そういうものについて行なわれておるようでありまして、この前払い式割賦販売の場合の特徴は、御承知のようにあらかじめ代金の一部を前取りして、その代金は当然販売業者の方が預かりまして、ある時期がくれば現物を渡して、商品と渡して、あと残りの代金を取り立てるといふ式になっておるところに特色があるわけでありまして、そういう意味で、その前払い式割賦販売業者が商品を渡す以前に、一部の代金を預かつておるという状態でございまして、その場合にその前払い式割賦販売業者の資産信用等に、かりにあやまちがありますと、消費者の方は前払い金だけを預けて商品の入手について危険がある、そういう角度からの消費者の保護、そこに重点を置いてこの部分に関する規定をされておるつもりであります。

なお大中小企業との関係でございまして、これも現在の状態は御承知と思ひますが、ミシンの前払い式割賦販売等につきましては、これはミシン・メーカーが別に商會社を作りまして、そこで直接前払い式割賦販売をやつておる形態が若干ございします。これはおそろく割賦販売の場合において、比較的大きな規模で、大企業という言葉が当たるかどうかわかりませんが、比較的大きな規模の企業が前払い式割賦販売をやつておる例であると思ひます。しかし同時にまた非常に零細なミシン販売業者が、前払い式で割賦販売をやつておる例もございします。そういう意味で前払い式割賦販売の場合には、御指摘のように大企業と中小企業との関係という問題は、この法律の規定して

おる趣旨と直接関係はないかもしれませんが、実態としてそういう問題はあ
ると思ひます。先ほど申しました趣旨
で、消費者保護のために、供託金そ
の他ある程度保証をするわけでござ
います。大企業の場合には営業所ごと
に供託金をとりまします。当然大きな
規模でやっているものには供託金は多
くなる。小さい規模の場合にはこの供
託金は少なくなるし、ある一定規模以
下のものは供託金そのものの制度も免
除をいたしておる。そういう配慮は今
の中にも入っておるわけでございます。

○中村(重)委員 前払い式割賦販売が
今のようにミシンであるとか、あるい
はピアノであるとか、現在のような程
度でこの後も続いていくということ
あるならば、この前払い式割賦販売の
影響というものはさほどないと思ひ
ました。いま局長が、大企業が商事
会社を作っているのだ、こうおっ
しゃった。そのことなんです。実は今
大企業の購買会というのが商事会社
に切りかえて第二会社的にずっと切り
かえてきた。こういうことが何をねら
いとしておるか、どうしてそういう方
向に切りかえていったのか、このこと
を一つお考えになったことがござい
ます。

○松尾政府委員 今御指摘のございま
した点は、私具体的な事例としては十
分承知いたしております。大企業が
購買会を別会社にして云々という点
は、その大企業がみずから作ってお
る商品の売りさばきという意味でござ
います。ミシンの例はその例に当た
ると思ひます。従業員のために購買
会云々という点は、私はまだ詳細存
じておりません。

○中村(重)委員 実は大企業が購買会
を持つておる、それがずっと商事社
という形に衣がえをきつたわけであ
る。これは割賦販売法が制定された
ときにおきまして、いわゆる登録業者
という形に必ず登録をせよというこ
とになることは、多分に予想される
わけです。今個別割賦というものがど
ん行なわれておる。そういう際にそ
の代金の一部とか、あるいは全部を
前払いをするというふうなことは考
えられない。そういう人はごく少
ない。しかしこの前払い式を巧みに
利用して、有利に消費者の喜ぶよう
な形にやり方をかえてくるという
場合は、前払い式に消費者は飛びつ
いてくる。これが必ず起ってくる。私
はこの前払い式を大きく期待して
おる大企業があるのではないかと考
えておる。実は今電気メーカは前
払い式という形でも、ほとんど個
別割賦という形でもやっている。と
ころが、資金の額が問題になって参
ります。その他法案にありますが、
い式のいろいろの要件を満たして
ければならない。そうしますとこれ
を認める、認めぬは通産省が決定
するわけなんです。これは出資金、
資本金を幾らにするかというこ
とではございません。一応資本金とい
うものもございませう。あるいは百
万円で通産省が認めるのか、この
点もまだつまびらかではござい
ません。私どもはこのようなか
ら、審議会制度の必要というこ
とを強調しておるわけなんです
が、この点は小委員会で十分
各委員と通産省をまじえて検討
して参りたいと思ひます。

えは電気洗たく機の例をとって
みますと、電気洗たく機は今大体
二万四千円前後であらうかと思
つております。ところがこの電気
洗たく機の実際原価はどのくらい
かといふと一万二千円見当な
んです。残りの金額は、メーカ
ー、総代理店、県代理店、小
売店、消費者、こういう形の
いわゆる中間経費といふものに
なつていくので、これが登録制
度というこゝとになつて参ります
と、こういう中間的なものをなく
してしまつて、そして一万二千
円にプラス利益五千円という形
で一万七千円にこれを売出したと
する。そうなる。消費者は飛びつ
いてくる。ほかの業者が競争し
ようとしても、登録制度でござ
いますので、どうにもすることが
できません。個別割賦業者とい
うものは開店休業、お手上げ
という形が出てくる危険性が
ないとは言えない。こういう
ように前払い式の割賦販売の及
ぼす影響は、あなた方が考
えておられる以上に、必ず商
売人に巧みにこういうことを利
用して、こういう面では悲壯感
にあまり深刻に考へておるの
ではありません。当然商売人、
事業家というものはそういう
方向へ出て参る。そうすると
この法律ではそういうことを
規制することができない。こ
ういう形になつて参りますが、
そのようないふ法律制定の結
果が及ぼす影響といふことを
考へてみたところがあるのか
どうか。今あなたの御答を伺
つておられます。あなたも
ミシンであるとか、そういう
ものだと、現在の時点だけを
とらえて、この割賦販売法制定
の際に及ぼす影響、こういう
ことがどのように利用さ

れてくるのか、こういう点
はあまりお考へになつていら
ない。そういう点が私どもは
不満に思ふ。そういふ点が
私どものこの法律制定に
対する考へ方と、今あなた
がお考へになつておられ
る考へ方と、このように
通産大臣にたいしと思ひ
ます。

○椎名國務大臣 御指摘のよう
な事案があるいは起つてくる
かも知れませんが、いづれに
してもこの制度を施行して、
一体どういふ反応が現れて
くるか、現に割賦販売制度とい
うものが行なわれております
けれども、この制度によつて
新しく前払い式の割賦販売
に即応して、特定の資力、信
用ありと認められるものが
登録制度とともに登場してく
るわけなんです。それが消費
者にとつていふわけの合理的
化となる面も大いにある。一
面においてはまた中間段階が
淘汰されるという現象にも
なる。それらの問題に實際
当面向してどういふような
政策を次に打っていくかとい
うことは、慎重に考慮しな
ければならぬ問題だと考
へます。ただし、あま
り急激に中間の小売商に大
きな打撃を与えるという
ものでもない。そう急に起
つてくるものでもない。私
どもは考へるのですが、そ
ういふ状況につきましては
細心の注意を払つて、また
これに対する対策を考
えていきたい、こう思つて
おります。

○中村(重)委員 法律は朝令暮改とい
うわけにはいかないのです。今
そういうことは起つてこ
ないだろう、それが実
際やつてみたところが、二、三
ヵ月しますと、今通産省
がお考へになつておられ
ることはだいぶん違つてき

た。取引秩序というものは
非常によくなつてきた。弊
害は少なくなつた。こ
ういふことは認めるが、違
つた意味においての弊害が
非常に起つてきた。これが
経済上、あるいは中小企
業と大企業、消費者、そ
ういふ社会政策的な大きな
問題点になる。こういう
ことが起つてくるという
ことになり、今直ちにそ
れでは法律を変えようとい
ふような、そう簡単に参
ることではございません。
そういうところの問題が
非常に大きいのではな
からうか。

それから私の質問に
対して松尾局長は、耐久
性のある商品の指定、
これは政令で定める、
現在行なわれておる
割賦販売、いわゆる月
賦で売られておる品
物は、大体指定する
のだとおっしゃつた。
ところが割賦販売が
こゝでずっと推進さ
れて参りますと、現
在は割賦販売を中小
企業等は行なつてい
ない。いなければ、
そういう割賦販売
がずうと伸びて参
りますと、消費者
がみんなどうして
割賦販売に引き
ずられていく。こ
ういふことにな
つて参りますと、
割賦販売をやらな
ければ成り立た
ない。ところがな
かなか改定がで
きないといふこ
とになつて参
りますと、その
面からも問題
になつてくる。
たとえばガラ
スの例をと
りますと、割
れるガラスより
割れない旭ガ
ラスの方が耐
久性がある。そ
ういふこと
で、こういう
ものを耐久
性があるとし
て指定する
といふこと
になつてく
る。これは
また中小企
業が圧迫さ
れるという
形が出てく
るというよ
うに、その
弊害がない
と言へる
ほど簡単
ではあり
ません。お
役所が考
へておる
ように商
売人はそ
ういふん
ぎではな
い。そ

取引秩序というものは
非常によくなつてきた。弊
害は少なくなつた。こ
ういふことは認めるが、違
つた意味においての弊害が
非常に起つてきた。これが
経済上、あるいは中小企
業と大企業、消費者、そ
ういふ社会政策的な大きな
問題点になる。こういう
ことが起つてくるという
ことになり、今直ちにそ
れでは法律を変えようとい
ふような、そう簡単に参
ることではございません。
そういうところの問題が
非常に大きいのではな
からうか。

それから私の質問に
対して松尾局長は、耐久
性のある商品の指定、
これは政令で定める、
現在行なわれておる
割賦販売、いわゆる月
賦で売られておる品
物は、大体指定する
のだとおっしゃつた。
ところが割賦販売が
こゝでずっと推進さ
れて参りますと、現
在は割賦販売を中小
企業等は行なつてい
ない。いなければ、
そういう割賦販売
がずうと伸びて参
りますと、消費者
がみんなどうして
割賦販売に引き
ずられていく。こ
ういふことにな
つて参りますと、
割賦販売をやらな
ければ成り立た
ない。ところがな
かなか改定がで
きないといふこ
とになつて参
りますと、その
面からも問題
になつてくる。
たとえばガラ
スの例をと
りますと、割
れるガラスより
割れない旭ガ
ラスの方が耐
久性がある。そ
ういふこと
で、こういう
ものを耐久
性があるとし
て指定する
といふこと
になつてく
る。これは
また中小企
業が圧迫さ
れるという
形が出てく
るというよ
うに、その
弊害がない
と言へる
ほど簡単
ではあり
ません。お
役所が考
へておる
ように商
売人はそ
ういふん
ぎではな
い。そ

うことを私どもは小委員会でもつづきに掘り下げて、修正するところは修正していかなければならない、このように考えておられるのが、通産省としてもその点は十分お考えになって、小委員会ではほんとうにまづ裸になって、これから先法律を作り上げていくのだ、こういう気持ちで取り組んでいただきたいと考えておられるわけであります。

なお、所有権の留保の問題なんです、この点も罰則というところまで及ぼして参ります、こういうことで大臣の意向を伺っておきたいと思ひます。所有権の留保の推定というのは、法律の根拠からいいたしましても、現実の面からいいたしましても、非常に無理だろうと思うのです。先ほども信用保険の問題でいろいろ議論がございましたが、無理だからそういうことになるのです。欧米諸国の中で所有権留保の推定をやっておるのはイギリスが一つあるわけですが、これは賃貸契約になっておるのです。ところがこれでは賃貸契約という形をとらうとしておりません。物を売った、その売った品物の所有権は、まだ販売者側にあるということであるならば、その間は賃貸契約で使用する料とかんとかいう形式でなければ、法的におかしいと思う。業者が希望するからというので、所有権の留保の推定という形にしておられるのですが、これはかえって悪い結果を生むのではないかと私は思う。時間の関係もありまして、一問一答的なことをやめまして、意見を申し上げて御答弁を伺うのであります。所有権の留保の推定は販売者側が心理的にこれを利用するのであります。安心感を持つのです。所有権留保

昭和三十六年五月十九日印刷

の推定があるから物を売っても大丈夫だというのが、あまり信用調査等もしないでじゃんじゃん物を売っていく、そういうことで購入者側と問題を起す。トラブルはかえって起こつてくる。ついに力と力の対決なんです。そういうことが起こつて参ります。いわゆる自力救済の問題とか、家宅侵入の問題とか何とか、そういうことが起こつて参りますから、そういう無理な所有権の留保の推定というのをやらないで、物を売ったら、担保の形式をとって、遅滞したならば直ちに解約をする、そういう物を返還させるといふようなそういう形式にしておかなければこれは非常に問題が起こる。これは心理的にはどうしても買つた方が、借りておるのだ、自分のものではないという心理的な効果をねらうということとで、結果は逆である。むしろ私が今申し上げたように、業者自体、販売者側の心理的な関係というものにかえつて問題を起こしてくる。現実には非常に無理だ、法的にも非常にいいまいだ、こういうふうに私は考えるのであります。そういう点を前から問題にしておりますから十分研究しておられると思ひますが、どうなんでしょうか。

○松尾政府委員 所有権留保の推定の実際の運用にあたりましては、ただいま御指摘のようないろいろ具体的なケースについて問題があるかどうかというところは、私どもも十分懸念しております。ただ問題は、御承知のように、現在割賦販売が行なわれております通常の場合には、善良な販売業者と善良な消費者との間に、そういうトラブルはないのでありますけれども、トラブルがあるのは、いずれかの方に悪意があり、その他必ずしも善良でない態度がある場合に問題があるのであります。現状ではそういう場合に、どちらの方によい悪いことがあるというところは一律に申し上げるわけには参りません。この法律の規定全体は、もっぱら消費者保護の方に中心を置いておりますけれども、ままた悪意の、つまり善良でない消費者が参りまして、しばしば新聞等でもそういうことが伝えられておりますように、詐欺的な問題まで起こる場合がございます。そういう場合にそれを予測して、かりにそういう善良でない購買者による割賦販売業者の焦げつき費用負担等が、善良な購買者の方に転嫁されないようにという配慮から、この規定は確かに販売業者の保護規定でございまして、その趣旨をどういうふうにと根本的に生かすかという点は、またよく御意見を伺ひまして調整をしたいと思ひます。

○中村(重)委員 時間が参りましたので打ち切りますが、ただいまの御答弁も非常に効果がないと思ひます。これは悪意でじゃんじゃん物をとつて、私わぬときには取り込み詐欺で当然刑罰なんですね。物を買った、それを今度は人に売った場合、買った側が善意無過失の場合は、この品物は返還させることはできないのです。それから購入者も自分は払う意思があるんだというので、そういう意思を持っておつてほかへ売った場合は、これは横領罪にならないのです。何も効果はありません。かえつてトラブルを起こすばかりだということになると思ひます。こういう問題は小委員会でも十分一つ検討いたします。大臣も、小委員会に出られることもまずないと思ひますのであります。

午後一時二分散会

〔参照〕
機械類賦払信用保険臨時措置法案
(内閣提出第七二号)に関する報告書
(別冊附録に掲載)

昭和三十六年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局